



事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 16 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

**グリーン住宅ポイント制度における商品交換期間の追加（最終）の設定について  
（ご協力をお願い）**

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

グリーン住宅ポイント制度については、令和 4 年 2 月 15 日をもって商品交換の申込が締め切られたところですが、昨今の物流状況を背景に、交換商品事業者において予期しない商品の入荷遅れが生じ、従来の商品交換期間の終了間際に交換商品のキャンセルを受けた申請者が一定数発生しております。これらの方に生じる不利益を回避するため、下記のとおり、商品交換の期間が追加で設定されますので、お知らせします。

＜商品交換期間の追加（最終）＞

令和 4 年 2 月 21 日（月）10 時 ～ 27 日（日）23 時 59 分 59 秒

対象となる方（1000 ポイント以上のポイント保有者）には通知を発送する予定ですが、当該制度を代理申請者として利用された方は、まだポイントを保有している住宅取得者等に対し、当該期間に必ず商品の交換を完了していただくよう周知をお願い致します。

なお、当該期間の交換商品は、在庫の確保が確実なものに限定しているため、従来の交換期間より少ない場合があります。予めご了承ください。

制度に関するお問い合わせは、グリーン住宅ポイント事務局までお願いいたします。

（参考）グリーン住宅ポイント事務局ホームページ

<https://greenpt.mlit.go.jp>

《本事務連絡に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

係長 池本 裕一（内線39471）

＜グリーン住宅ポイント制度に関するお問い合わせ先＞

グリーン住宅ポイント事務局 コールセンター

電話：0570-550-744（IP電話等からの問い合わせは042-303-1414）  
受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）